

北九医発第1049号

令和8年8月27日

各 医 師 会 長 殿

北九州市医師会

会長 松 村 洋

(公 印 省 略)

令和8年熊本地震による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて

標記の件につきまして、県医師会より別紙の通り通知がありましたので、お知らせ致します。

福岡県医発第 1439 号(地)
令和 8 年 8 月 20 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 平 田 泰 彦
(公 印 省 略)

令和 8 年熊本地震による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

標記の件につきまして、厚生労働省より日本医師会を通じて別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

利用料の支払い猶予等を実施する市町村は別紙のとおりであり、対象者の要件は下記のとおりです。

なお、当該措置の取扱いは令和 8 年 11 月末まで（今後の状況によって延長する可能性有）の介護サービス分であるとともに、福祉避難所として開設された介護保険施設等における食費・居住費については、災害救助法に基づく支援が可能であることが示されています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

【対象者の要件】

- (1) 及び (2) のいずれにも該当する者であること。
- (1) 令和 8 年熊本地震に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち、令和 8 年 8 月 7 日時点で当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した市町村（別紙）の介護保険法第 9 条の被保険者であること。
- (2) 令和 8 年熊本地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。
 - ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

以上

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
佐 原 博 之
（公印省略）

令和8年熊本地震による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて

厚生労働省より、令和8年熊本地震による災害発生に関し、関係団体宛に介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて周知の協力依頼の事務連絡が発出されましたので、リーフレットと併せ、情報提供いたします。利用料の支払い猶予等を実施する市町村は別紙のとおりであり、対象者の要件は下記のとおりです。

【対象者の要件】

- （１）及び（２）のいずれにも該当する者であること。
- （１）令和8年熊本地震に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村のうち、令和8年8月7日時点で当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した市町村（別紙）の介護保険法第9条の被保険者であること。
- （２）令和8年熊本地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。
- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

なお、当該措置の取扱いは令和8年11月末まで（今後の状況によって延長する可能性有）の介護サービス分であるとともに、福祉避難所として開設された介護保険施設等における食費・居住費については、別添「災害時における介護保険サービスの利用と災害救助法による支援との関係について」（令和7年12月24日付内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）付ほか、連名事務連絡）記の3において、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項に基づく支援が可能であることが示されています。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、郡市区医師会及び会員へご周知賜りた

くよろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・令和8年熊本地震による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて（令8.8.7 厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課事務連絡）
- ・（参考）災害時における介護保険サービスの利用と災害救助法による支援との関係について（令7.12.24 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）付ほか 連名事務連絡）

以上

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 7 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

令和 8 年熊本地震による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて

標記につきまして、別紙 1 から 3 のとおり、都道府県宛に連絡いたしましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう、協力方お願いいたします。

(別添)

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 御中
公益社団法人 全国老人保健施設協会 御中
一般社団法人 全国デイ・ケア協会 御中
公益社団法人 日本認知症グループホーム協会 御中
全国グループホーム団体連合会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
日本介護医療院協会 御中
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 御中
社会福祉法人 全国社会福祉法人経営者協議会 御中
公益社団法人 全国有料老人ホーム協会 御中
一般社団法人 全国介護付きホーム協会 御中
一般社団法人 高齢者住宅協会 御中
公益財団法人 テクノエイド協会 御中
一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会 御中
一般社団法人 日本福祉用具・生活支援用具協会 御中
一般社団法人 日本福祉用具供給協会 御中
特定非営利活動法人 全国盲老人福祉施設協議会 御中
一般社団法人 全国軽費老人ホーム協議会 御中
一般社団法人 日本介護支援専門員協会 御中
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中
一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会 御中
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会 御中
公益社団法人 日本介護福祉士会 御中
日本ホームヘルパー協会 御中
全国ホームヘルパー協議会 御中
一般社団法人 日本在宅介護協会 御中
全国農業協同組合中央会 御中
日本生活協同組合連合会 御中
一般社団法人 「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会 御中
市民福祉団体全国協議会 御中
全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 御中
一般社団法人 24時間在宅ケア研究会 御中

事務連絡
令和 8 年 8 月 7 日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

令和 8 年熊本地震による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて

令和 8 年熊本地震による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとしますので、管内市町村、介護サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

記

1 に掲げる者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 20 条第 1 項、第 48 条第 1 項、第 66 条第 1 項、第 78 条第 1 項、第 87 条第 1 項、第 96 条第 1 項、第 127 条第 1 項、第 140 条の 6 第 1 項、第 145 条第 1 項、第 155 条の 5 第 1 項、第 182 条第 1 項、第 197 条第 1 項及び第 212 条第 1 項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 50 条第 1 項、第 69 条第 1 項、第 81 条第 1 項、第 90 条第 1 項、第 118 条の 2 第 1 項、第 135 条第 1 項、第 155 条第 1 項、第 190 条第 1 項、第 206 条第 1 項、第 238 条第 1 項、第 269 条第 1 項並びに第 286 条第 1 項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 3 条の 19 第 1 項、第 24 条第 1 項、第 71 条第 1 項、第 96 条第 1 項、第 117 条第 1 項、第 136 条第 1 項及び第 161 条第 1 項、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 22 条第 1 項、第 52 条第 1 項及び第 76 条第 1 項、指定介護老人

福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 1 項及び第 41 条第 1 項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 14 条第 1 項及び第 46 条第 1 項並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の 6 の規定に基づき市町村が定める基準の規定により利用料の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

また、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 10 項及び第 115 条の 47 第 8 項に規定する利用料については、その具体的事項を市町村において要綱等により定めることとしているが、これらについても、市町村において要綱等を改正することで、1 に掲げる者について 2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、福祉避難所として開設された介護保険施設等における食費・居住費については、別添「災害時における介護保険サービスの利用と災害救助法による支援との関係について」（令和 7 年 12 月 24 日付内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）付ほか連名事務連絡）記の 3 において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 4 条第 1 項に基づく支援が可能であることをお示ししている。

一方で、平時からの入居者等は通常通り自己負担となるため、その均衡を考慮し、当該支援は一定期間にとどめることが想定される。

1 対象者の要件

（1）及び（2）のいずれにも該当する者であること。

（1） 令和 8 年熊本地震に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち、令和 8 年 8 月 7 日時点で当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した市町村（別紙）の介護保険法第 9 条の被保険者であること。

（2） 令和 8 年熊本地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和8年11月末までの介護サービス分

(取扱いの期間については、今後の状況によって延長する可能性がある。)

3 介護サービス事業所等における確認及び介護報酬の請求等について

- (1) 上記 1 (2) の申し立てを行った者については、被保険者証等により、保険者が 1 (1) の市町村であることを確認するとともに、当該者の 1 (2) の申し立ての内容を利用者に関する書類に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等が提示できない場合には、氏名、住所、生年月日等を利用者に関する書類に記載しておくこと。

- (2) 本事務連絡に基づき猶与した場合は、利用料を含めて 10 割を審査支払機関等へ請求すること。

また、請求の具体的な手続きについては、別途連絡する予定であること。

別紙

猶予実施市町村 (令和8年8月7日時点)

1	熊本県	熊本市
2		八代市
3		水俣市
4		山鹿市
5		菊池市
6		宇土市
7		上天草市
8		宇城市
9		天草市
10		合志市
11		下益城郡美里町
12		菊池郡大津町
13		菊池郡菊陽町
14		阿蘇郡西原村
15		上益城郡御船町
16		上益城郡嘉島町
17		上益城郡益城町
18		上益城郡甲佐町
19		八代郡氷川町
20		葦北郡芦北町
21		葦北郡津奈木町

事 務 連 絡
令和8年8月7日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

令和8年熊本地震による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて（リーフレット）

令和8年熊本地震による災害発生に関し、「令和8年熊本地震による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて」（令和8年8月7日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡）により、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いをお示ししているところですが、今般、別添のとおり、介護サービス事業所等の方々へのリーフレットを作成しましたので、本リーフレットを介護サービス事業所等に直接配布する等の方法により、本リーフレットをご活用いただき、管内市町村や介護サービス事業所等に広く周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

令和8年熊本地震により被災者された方々が 介護サービスを利用される際に留意いただきたい事項

1. 被保険者証等の提示がなくても介護サービスを提供 できます

- 被災地域の被保険者が、被保険者証及び負担割合証（被保険者証等）を消失又は自宅等に残したまま避難していることにより、被保険者証等を提示できない場合であっても、利用者の、
- ・ 氏名、生年月日、住所
 - ・ 負担割合（1割、2割又は3割）
- を確認し、介護サービスとして取り扱います。

2. 以下の方々については、令和8年11月末までの介護 サービスに係る窓口での利用料の支払いを受け取る必 要はありません

- 以下（1）（2）の両方に該当する利用者からは、窓口で利用料を受け取る必要はありません。（被災地以外の介護サービス事業所を利用する場合も同様。）
- ※ 施設に入所されている方の食費・居住費については、従来どおり支払いを受けてください。

（1）令和8年熊本地震により災害救助法が適用された一部の市町村 の介護保険に加入されている方
（詳細は、厚生労働省HP「政策について」>「他分野の取り組み」>「災害・危機管理」>「令和8年熊本地震について」で確認できます。）

（2）以下のいずれかに該当する旨を申し出た方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口答申告でよい
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

介護サービス事業所は、利用料の額も含めた全額を請求してください。

事 務 連 絡
令和8年8月7日

熊本県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和8年熊本地震で被災した被保険者に係る利用料の
負担等の取扱いについて（リーフレット）

令和8年熊本地震による災害発生に関し、「令和8年熊本地震で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて」（令和8年8月7日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）により、市町村における利用料の取扱いをお示ししているところですが、今般、別添のとおり、利用者の方々へのリーフレットを作成しましたので、本リーフレットを市町村の窓口で配布、掲示する等の方法により、本リーフレットをご活用いただき、管内市町村や介護サービス事業所等に広く周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

「令和8年熊本地震」の被災者の方へ

マイナ保険証等や現金

がなくても医療機関等を受診できます



令和8年8月7日時点

【対象者】

(1)・(2)の両方に該当する方

(1) 災害救助法の適用市町村の住民の方で、次のいずれかの保険者に加入されている方

対象保険者(熊本県)

熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、

熊本県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会(協会けんぽ)

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。また、具体的な対象保険者は厚生労働省ホームページでもご確認できます。)

↓厚生労働省HP



(2) 次の①～⑤のいずれかに該当する方

① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方

※罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。

② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方

③ " の行方が不明である方

④ " が業務を廃止、又は休止された方

⑤ " が失職し、現在収入がない方

【受診・利用の流れ】

医療機関、介護サービス事業所等の窓口で、**対象者である旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について、支払いが不要となります。**

【特例の期間】 令和8年11月末まで

【留意事項】

- ・ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ・ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ・ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ・ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○お問い合わせ

この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

事務連絡
令和7年12月24日

各都道府県防災担当主管部（局） 御中
各都道府県介護保険主管部（局）

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）付
厚生労働省老健局介護保険計画課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

災害時における介護保険サービスの利用と災害救助法による支援との関係について

災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助やその費用の取扱いの詳細については、内閣府政策統括官（防災担当）が作成した災害救助事務取扱要領に記載しているところです。

また、厚生労働省において、令和6年能登半島地震を受けて、「令和6年能登半島地震により指定居宅サービス事業所等が福祉避難所として開設された場合の取扱いについて」（令和6年2月27日厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課及び老人保健課事務連絡）を发出しており、この中で、救助及び保険給付等に関する考え方を示しているところです。

今般、両記載の関係について整理をし、下記のとおり、災害時の要介護（要支援を含む。以下同じ。）認定者等に対する支援に係る基本的な取扱いについて、お示しいたします。

個別事案にかかる疑義が生じたときは、介護保険サービスについては厚生労働省に、災害救助法については内閣府に、それぞれお尋ねをいただけますようお願いいたします。

記

1 災害救助法による「救助」の基本的な考え方

災害救助事務取扱要領において「他の法律等の定めるところにより適切な対応がなされる場合も法による救助を行う必要はない。」及び「特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等の入所対象者は、それぞれ介護保険法に基づく緊急入所等を含め当該施設で適切に対応すべきであるので、原則として福祉避難所の対象者として予定していない。」と記載しており（他法他施策優先の原則）、災害時の要介護認定者等に対する介護等に係る支援については、まずは、介護保険法に基づく介護保険サービスを優先して行った上で、その範囲で対応できない事項について災害救助法により対応することが基本となる。

なお、この場合、介護保険サービスが提供できない急迫した事由がある場合に、災害救助法による必要な救助を行うことを妨げるものではない。また、福祉避難所には介護

保険施設（グループホーム含む）や有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等が指定されうる。

2—① 平時から施設サービスを利用している要介護認定者に対する支援のあり方

災害時にも、引き続き、当該施設において、介護保険法に基づく介護保険サービスによる支援が講じられることが基本とした上で、入所者及びスタッフ全員の生命の安全を確保するため、豪雨時に垂直避難を行うこと、又は大規模地震時に施設の損害状況の少ない場所に移動すること等が想定される。また、災害の状況、施設の損壊状況及びスタッフの勤務状況を踏まえて、当該施設では安全の確保及び適切なサービス提供を行うことができない場合、又はそのおそれがある場合には、入所者の関連施設への移動の可否について検討を行うことが想定される。その際、避難元施設から避難先施設（避難所（福祉避難所を含む。）である場合に限る。）への移動に際して、車両借上費等を要する輸送が発生する場合、真に必要なと認められる場合には、当該費用については、災害救助法による支弁の対象になり得る。

また、避難先施設へ避難した後、避難先施設の職員により介護サービスが提供される場合は避難先施設の入所者として、避難元施設の職員により介護サービスが提供される場合は避難元施設の入所者として介護保険給付を行うことを基本とする。その際、利用者負担（食事代や部屋代を除く。以下同じ）の減免（介護保険法第 50 条及び第 60 条）の活用が可能である。

なお、施設からの移動は入所者の身体的・精神的ストレスにつながることに留意が必要である。

2—② 平時から居宅サービス等を利用している要介護認定者等に対する支援のあり方

災害時にも、引き続き、介護保険法に基づく居宅サービス等（介護予防サービス及び地域密着型サービスを含む。以下同じ。）による支援が講じられることが基本とした上で、自宅が被災した場合又は災害により従来の居宅サービス等が受けられない場合等には、必要となる介護サービスの内容等に応じて、介護保険施設への緊急入所若しくは緊急短期入所、又は自宅において他の介護事業者による居宅サービス等による支援が想定される。

このとき、介護保険施設の入所定員の柔軟化（「災害により被災した要介護高齢者等への対応について」（平成 25 年 5 月 7 日厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課、振興課及び老人保健課事務連絡））及び利用者負担（食事代や部屋代を除く。以下同じ。）の減免（介護保険法第 50 条及び第 60 条）の活用が可能である。

なお、市町村独自事業として、介護保険サービスとは別に、災害時において一定期間緊急的に短期入所施設を利用することを可能としている場合には、当該事業も活用することが考えられる。

次に、介護保険施設への緊急入所若しくは緊急短期入所ができない場合又は入所までが必要としない場合には、災害救助法による福祉避難所の利用が想定される。

このとき、福祉避難所の利用者に対して、介護等の支援が必要な場合には、当該者に対して、訪問介護事業所等から訪問介護員を派遣すること及び避難所から通所介護事業所に通所すること等、介護保険法に基づく居宅サービス等を提供することが想定される。

また、福祉避難所における居宅サービス等の提供が難しい場合には、災害救助法による福祉サービスの提供が想定される。ただし、災害救助法における「福祉サービスの提供」とは、相談対応や避難生活上の支援等を想定しており、介護保険法に基づく居宅サービス等と同等のサービスの水準ではないことに留意が必要である。

なお、上記の取扱いについては、介護保険施設が福祉避難所として指定されている場合も同様であり、介護保険施設の緊急入所等により介護保険サービスの利用が可能な者については介護保険施設の入所者として介護サービスを提供し、介護サービスの対象にならない場合又は介護サービスの提供ができない場合には、福祉避難所の利用者として必要な救助を行うことが想定される。

2—③ 平時は介護保険サービスを利用していない高齢者に対する支援のあり方

災害による影響で、新たに介護保険サービスを利用する必要がある場合には、まずは、速やかに要介護認定を受け、介護保険施設への緊急入所又は緊急短期入所を行うことが想定される。

このとき、2—②と同様、介護保険施設の入所定員の柔軟化及び利用者負担の減免を活用することが可能である。さらに、明らかに要介護状態であることが見込まれる者には、要介護認定申請前にサービスを受けることを可能とする仕組み(関連する事務連絡としては、たとえば、「令和7年台風第15号等に伴う災害による被災者に係る被保険者証の提示等について」(令和7年9月5日厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課及び老人保健課事務連絡)、「令和7年台風第22号に伴う災害による被災者に係る被保険者証の提示等について」(令和7年10月9日厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課及び老人保健課事務連絡)等)を活用することが考えられる。

また、介護保険施設への緊急入所等の利用が難しい場合は、在宅等における訪問介護等の居宅サービス等を利用することが想定される。

なお、介護保険サービスを利用する必要がある場合は、災害救助法による福祉サービスの利用(福祉避難所におけるサービス利用を含む。)による日常生活上の支援が想定される。

3 災害救助法による支援の考え方

1、2のとおり、介護保険施設への緊急入所等を利用した場合の食事代及び部屋代や、介護保険サービスを利用する必要のない高齢者に対する支援等、介護保険サービスの範囲内では対応できず、災害救助法による福祉サービスによる支援が想定される場合があるため、以下のとおり、その具体的な支援の考え方をお示しする。

① 介護保険施設への緊急入所等を行った者の食事代

災害により炊事のできない避難者に対しては、災害救助法による食事支援がなされることとの均衡から、災害により介護保険施設への緊急入所等した者に対しても災害救助

法第4条第1項第2号の「炊き出しその他による食品の給与」による支援（令和7年度基準額：1人1日当たり1,390円以内）が可能である。

ただし、平時からの入所者等は、通常通り本人が負担しているため、その均衡を考慮し、当該支援は一定期間にとどめることが想定される。

② 介護保険施設への緊急入所等を行った者の部屋代、生活物品等（紙おむつ等）

避難所の設置は災害救助法により支援されることとの均衡から、当該施設が福祉避難所である場合には、災害救助法第4条第1項第6号の「福祉サービスの提供（福祉避難所の設置）」による支援が可能である（一般避難所にあつては、令和7年度基準額を1人1日当たり360円以内としている。）。

ただし、平時からの入所者等は、通常通り本人が負担しているため、その均衡を考慮し、当該支援は一定期間にとどめることが想定される。

③ 介護保険サービスを利用する必要のない高齢者に対する支援のあり方

i 当該者が在宅で避難生活を送る場合

災害救助法第4条第1項第6号の「福祉サービスの提供」による支援が可能であり、保健師やNPOによる戸別訪問等による相談対応や避難生活上の支援等を想定しており、介護保険法に基づく居宅サービス等のような介護サービスの提供は想定されていないことに留意が必要である（なお、在宅高齢者等の状態把握や仮設住宅等の入居者への見守り・相談支援について、厚生労働省事業である被災高齢者等把握事業や被災者見守り・相談支援事業により対応がなされる場合には、当該事業による対応が優先され、基本的に災害救助法の支援は行われないことを想定している。）。

また、在宅で避難生活を送る者に対しても、同法第4条第1項第2号の「炊き出しその他による食品の給与」等の支援が可能であり、積極的に実施いただきたい。

ii 当該者が福祉避難所で避難生活を送る場合

災害救助法第4条第1項第6号の「福祉サービスの提供（福祉避難所の設置）」による支援が可能である。このとき、福祉避難所の管理のための人件費として、概ね10人の福祉避難所の対象者に1人の相談等に当たる介護員等を配置するために必要な経費を対象とすることを想定している。

また、同法第4条第1項第2号の「炊き出しその他による食品の給与」等の支援が可能である。